

労働保険は民商の事務組合へ

特別加入で 事業主（親方）と家族従業員も

安心



労働者（職人・従業員）は1人から加入が必要です

法律では、常時、労働者（職人、従業員）を一人でも使用する事業主は、業種と規模を問わず必ず労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しなければならないことになっています。

民商の事務組合 3つのメリット!

- 1 事業主及び家族従業員も労災保険に加入OK
- 2 労働保険料を年三回に分割納付が可能。
- 3 事業主自身の事務処理が軽減され、安い費用で労力も省ける。

民商は、中小事業者、従業員が安心して働けるよう、加入の窓口を開いています。

「未加入」はご注意ください

労働保険や社会保険など未加入の事業主に対して、行政や元請けからの問い合わせが強まっています。

納得の対策

雇用保険、健康保険・厚生年金の加入や諸手続き、従業員の源泉徴収の手続きもOK。

社会保障の充実で事業主も従業員も安心です。



例えば…

建設工事業で年間の元請工事の予定額が200万円、事業主本人が日額1万円の特別加入に加入した場合

※2012年4月1日改定の労災保険料率1000分の13で計算

〈労災保険料年額〉 = 52,910円

1日 145円

以下の給付内容が受けられます

- 治療費、入院費、手術代など **一切無料!**
- 休業しても平均賃金（休業4日目から）**60%~80%を給付!**
- 治療後の後遺症にも、**障害等級に応じた給付も!**

この他にも遺族補償、葬祭料などもあります。

◇年間保険料の他に、事務組合費が必要です。

フリーダイヤル  0120
(午前10時から受付)
22-0000

●税金・記帳・融資・開業のことも、ひとりで悩まず

